

令和3年2月26日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

淀川水系河川整備計画(変更原案)に対するご意見を伺います

－ 3月3日 淀川水系流域委員会開催、意見募集期間：3月1日～31日 －

淀川水系では、平成21年3月に淀川水系河川整備計画を策定して以降、約10年が経過し、河川整備計画に位置付けた整備が大幅に進捗してきた一方、平成25年台風18号、平成29年台風21号、平成30年7月豪雨など、頻繁に豪雨が発生しています。また、沿川自治体からは、流域全体で河川整備のさらなる推進を求められました。

こうしたことを踏まえ、淀川水系における河川整備のあり方について、関係府県と意見交換を行い、令和3年2月12日の会議において、関係府県から河川整備計画を見直すようご意見をいただきました。

河川整備計画の変更にあたって、河川法に基づく手続きとして、淀川水系河川整備計画(変更原案)を公表し、学識経験者、関係住民の皆さまから幅広くご意見を伺ってまいります。

○淀川水系整備計画(変更原案)

近畿地方整備局HPに掲載しております。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/yodogawakasenseibi/index.html>

○学識経験を有する者の意見聴取

【淀川水系流域委員会(WEB＋書面開催)】

- ・令和3年3月3日(水) 10:00～専門家委員会・地域委員会(合同開催)
- ・委員会はWEB配信により公開しますので、以下にアクセスいただければ傍聴できます。

<https://youtu.be/MgwXNvI5SR0>

- ・委員会の資料は、近畿地方整備局ホームページに掲載しています。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/ryuikiinkai/index.html>

※委員会の取材について

新型コロナ対策のため、上記WEB配信にて取材をお願いします。

報道用として委員会の写真データが必要な場合は、以下の問合せ先に連絡いただければ提供します。

○公聴会の開催等関係住民の意見聴取

【公聴会】

公述人募集期間：令和3年3月1日(月) ～ 令和3年3月19日(金)

公聴会開催日：令和3年3月27日(土) (滋賀県会場、大阪府会場、奈良県会場)

令和3年3月28日(日) (三重県会場、京都府会場、兵庫県会場)

※公聴会の取材・傍聴方法については、開催一週間前までに、近畿地方整備局ホームページにて掲載します。

【パブリックコメント】

意見募集期間：令和3年3月1日(月) ～ 令和3年3月31日(水)

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、京都府政記者クラブ、
兵庫県政記者クラブ、奈良県政記者クラブ、名張市政記者クラブ、伊賀記者会

(滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県：同時発表)

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局河川部河川計画課

課長 前羽 利治(内線 3611) 課長補佐 森田 一彦(内線 3613)

TEL: 06-6942-1141(代表) 06-6945-6355(直通)

1. 経緯

- 河川整備計画策定以降、河川整備計画に位置付けた整備が大幅に進捗してきた一方、平成 25 年台風 18 号、平成 29 年台風 21 号、平成 30 年 7 月豪雨など、頻繁に豪雨が発生しています。また、淀川大塚切れ 100 年を契機に一堂に会した沿川自治体からは、流域全体で河川整備のさらなる推進を求められました。
- こうしたことを踏まえ、淀川水系における河川整備のあり方について、関係府県と意見交換を行い、関係府県から河川整備計画を見直すべきとのご意見をいただきました。

【参考】

- 2009 年 3 月 淀川水系河川整備計画策定。
- 2013 年 9 月 台風 18 号洪水により、桂川において越水・溢水による浸水被害が発生。瀬田川洗堰が全閉操作を、日吉ダム、天ヶ瀬ダムが異常洪水時防災操作を実施。
- 2017 年 10 月 淀川大塚切れ 100 年。淀川サミットにおいて、「淀川宣言」が採択。
- 2017 年 10 月 台風 21 号洪水により、木津川の堤防において漏水が発生。瀬田川洗堰が全閉操作を実施。名張川等において、越水により浸水被害が発生。
- 2018 年 7 月 7 月豪雨により、桂川において越水による浸水被害が発生。日吉ダム、一庫ダムが異常洪水時防災操作を実施。
- 2019 年 1 月～4 月 淀川水系における中・上流部の河川整備の進捗状況とその影響にかかる委員会開催。その後 6 月に報告書公表（近畿地方整備局）。
- 2019 年 5 月 淀川水系河川整備促進に関する緊急提言（淀川流域 51 市町村）
- 2019 年 10 月 「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言公表（気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会）。
- 2019 年 11 月 淀川水系における更なる河川整備の意見照会（近畿地方整備局）。その後 2020 年 3 月までに関係 6 府県から回答。
- 2020 年 7 月～2021 年 2 月 淀川水系関係 6 府県調整会議 3 回開催。

2. 関係 6 府県の意見概要

今後の気候変動により増大する水災害リスクも踏まえ、淀川水系で進めていくべきと考える事業や施策に関して、関係 6 府県に意見照会を行っており、関係 6 府県内の市町村のご意見も踏まえ、提出された主な意見は、下記 URL を参照ください。

- ・淀川水系の更なる河川整備について

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/yodogawakasenseibi/index.html>

3. 淀川水系河川整備計画（変更原案）の骨子

○流域治水の推進

- ・ 河川の流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進。

○河川整備計画の目標の見直し

- ・ 宇治川、桂川については、平成 21 年に策定された河川整備計画の目標洪水（いずれも昭和 28 年台風 13 号）を上回る洪水を経験したため、平成 25 年台風 18 号洪水を安全に流下させることができるようにする。
- ・ 木津川、猪名川については、これまでの目標洪水（木津川は昭和 28 年台風 13 号、猪名川は昭和 35 年台風 16 号）を上回る洪水を経験していないが、河川整備の進捗や、近年の気象状況を踏まえ上下流バランスを確保しながら着実に安全度を向上させることとし、これまでの目標洪水において降雨量を 1.1 倍以上とした洪水を安全に流下させることができるようにする。
- ・ その際、淀川本川においては計画規模洪水を安全に流下させることができるようにする。

○主な内容の追加・修正・充実

- ・ 琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行や気候変動に伴う環境面への影響などを踏まえ、関係機関と連携。
- ・ いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するよう、既設ダムの洪水調節機能強化を推進するとともに住民・自治体等と連携した危機管理体制の構築等のソフト対策、水害に強い地域づくり等、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体でおこなう「流域治水」を推進。
- ・ 淀川本川の橋梁架け替えを検討し、関係機関と調整した上で実施。
- ・ 三川合流点下流の河道掘削を実施。
- ・ 天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うとともに、大戸川ダムを整備（本体工事を含む）。
- ・ 桂川、木津川中流部、狭窄部上流の上野地区、狭窄部下流の木津川、名張川、宇陀川、猪名川において、目標の見直しに応じた河川改修を実施。
- ・ 河川堤防を越水した場合等であっても決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも引き延ばすなどの粘り強い河川堤防について検討・整備。
- ・ 気候変動により激甚化・頻発化する水災害から人命や地域を守るために、リスクコミュニケーションにより水災害に関する知見や情報を流域全体で共有し、あらゆる関係者の主体的な参画によって水災害に強い地域づくりを推進。
- ・ ダム再生の一環として既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強及び降雨予測の精度向上等による治水・利水機能向上について、調査・検討した上で実施。
- ・ 河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者の間で治水協定を締結し、既存ダムの洪水調節機能強化を推進。
- ・ 内水排除施設の新設や増強及び運用方法の見直し等について、検討して実施。
- ・ かわまちづくり等の実施。
- ・ 河川維持管理計画に基づく維持管理。

4. 学識経験を有する者の意見聴取

○淀川水系流域委員会

＜傍聴方法等＞

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での傍聴はできませんが、委員会は Web 配信により視聴できます。視聴は下記にアクセスのうえ、お願いします。

また、淀川水系流域委員会地域委員会における一般傍聴者からのご発言については、パブリックコメントの手続きにおいて意見を提出していただきますようお願いいたします。

・3/3 淀川水系流域委員会 地域委員会・専門家委員会 合同開催

日 時：令和3年3月3日（水） 10時00分～

傍 聴：<https://youtu.be/MgwXNvl5SR0>

淀川水系流域委員会 委員名簿

【地域委員会】

氏 名	分 野	所 属 等
上田 耕二	治水・防災	元伊賀市喰代区長
上田 豪	人文・経済・社会	淀川河川レンジャーアドバイザー
小川 力也	環境	科学教室 力塾 塾長 元大阪府立富田林高等学校
志藤 修史	危機管理	京都災害ボランティアネット 副理事長 大谷大学 文学部 教授
須川 恒	環境	龍谷大学 里山学研究センター 研究員
多田 重光	利水・利用	(公社)宇治市観光協会 専務理事兼事務局長
中谷 恵剛	治水・防災	NPO 法人 瀬田川リバブレ隊
平山 奈央子	人文・経済・社会	滋賀県立大学 環境科学部 講師 元琵琶湖河川レンジャー
松岡 正富	利水・利用	朝日漁業組合
松本 馨	環境	「池田・人と自然の会」副代表 大阪大学大学院理学研究科招聘研究員

【専門家委員会】

氏 名	分 野	所 属 等
伊藤 禎彦	利水・利用	京都大学大学院 工学研究科 教授
大久保 規子	人文・経済・社会	大阪大学大学院 法学研究科 教授
大野 朋子	環境	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 准教授
竹門 康弘	環境	京都大学 防災研究所 准教授
立川 康人	治水・防災	京都大学大学院 工学研究科 教授
中川 一	治水・防災	京都大学 防災研究所 教授
堀野 治彦	利水・利用	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
矢守 克也	危機管理	京都大学 防災研究所 教授

5. 公聴会の開催等関係住民の意見聴取

5-1. 公聴会

近畿地方整備局は、「淀川水系河川整備計画(変更原案)」を作成し、河川法第16条の2第4項に基づき三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きするために6会場において公聴会を公開で開催することとしましたので、ご意見を発表いただける方(以下「公述人」という。)を募集します。

なお、近畿地方整備局は、お聴きしたご意見を十分に検討したうえで、「淀川水系河川整備計画(変更原案)」を作成します。

1. 意見募集の対象

淀川水系河川整備計画(変更原案)

2. 公述人対象者

三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県に在住の方

※原則として、お住いの府県の会場にてご参加ください。

3. 公述人募集期間

令和3年3月1日(月) ～ 令和3年3月19日(金)18:00必着

(郵送の場合は当日消印まで有効)

4. 応募方法

「淀川水系河川整備計画(変更原案)」に対して、公述を希望される場合には、別添の応募用紙にご記入いただくか、下記①から⑥までをご記入いただいたものを郵送、電子メールのいずれかの方法で、下記5. までご応募ください。

①氏名(ふりがな)

②住所

③電話番号

④発表会場

⑤年齢(20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上)

⑥意見の概要

※『応募用紙』(様式)を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付致します。また、『応募用紙』のほかに、補足資料がある場合にはあわせて下記5. までご応募ください。

※応募多数の場合は、申し込み順とし、公述できない場合がございます。

5. 応募先

○ご郵送の場合

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44

国土交通省近畿地方整備局 河川部河川計画課 宛

○電子メール

kkk-yodogawa@mlit.go.jp

件名に『淀川水系河川整備計画(変更原案)公述人募集』と明記ください。

6. 注意事項

- ①ご意見の概要は400文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③電話でのご応募は受け付けておりません。
- ④意見の発表は、お一人につき15分以内で行って下さい。応募人数により発表時間の短縮をお願いする場合があります(その場合は、事前にお知らせします)。
次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。
- ⑤公聴会では質疑応答の時間を設けておりませんので、ご理解をお願いします。
- ⑥上記2. 以外に在住の方のご応募は無効とします。また、公述人募集期間を過ぎた場合についても無効とします。なお、上記4. に沿わない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

7. 資料の入手方法等

募集期間中は、①または②により、「応募用紙」の入手が可能です。

また、②の会場では、「淀川水系河川整備計画(変更原案)」の縦覧を行っています。

- ① インターネットからの資料入手
 - ・国土交通省近畿地方整備局ホームページ
<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/yodogawakasenseibi/kouchokai/index.html>
- ② 資料の縦覧等の場所(土日祝日を除く9時30分から17時00分まで)
 - ・近畿地方整備局 7階水政課前ロビー(大阪市中央区大手前 1-5-44)
 - ・琵琶湖河川事務所 1階ロビー(滋賀県大津市黒津 4-5-1)
 - ・淀川河川事務所 1階ロビー(大阪府枚方市新町 2-2-10)
 - ・猪名川河川事務所 1階ロビー(兵庫県池田市上池田 2-2-39)
 - ・木津川上流河川事務所 1階ロビー(三重県名張市木屋町 812-1)
 - ・大戸川ダム工事事務所 1階ロビー(滋賀県大津市大萱 1-19-32)
 - ・淀川ダム統合管理事務所 1階ロビー(大阪府枚方市山田池北町 10-1)
 - ・三重県庁 5階 県土整備部河川課(三重県津市広明町13番地)
 - ・滋賀県庁 新館4階 土木交通部流域政策局広域河川政策室(滋賀県大津市京町四丁目1-1)
 - ・京都府庁 第2号館6階 建設交通部河川課(京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)
 - ・大阪府庁 別館4階 大阪府都市整備部河川室(大阪市中央区大手前3丁目2-12)
 - ・兵庫県庁 1号館9階 総合治水課(兵庫県神戸市中央区下山手通 5丁目 10番1号)
 - ・奈良県庁 県庁分庁舎 6階 県土マネジメント部河川整備課(奈良県奈良市登大路町30)

8. 公聴会の開催会場および開催日程

公聴会の開催会場および開催日程は、以下のとおりです。

傍聴方法については、開催一週間前までに、近畿地方整備局ホームページにて掲載します。

また、いただいた「意見の概要」及び「補足資料」については、公聴会開催後に近畿地方整備局ホームページにて公表いたします。

- ・国土交通省近畿地方整備局ホームページ
<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/yodogawakasenseibi/kouchokai/index.html>

(三重県会場)

日時: 令和3年3月28日(日) 14時～16時

場所: ハイトピア伊賀



(滋賀県会場)

日時: 令和3年3月27日(土) 14時～16時

場所: ピアザ淡海 3F 大会議室



(京都府会場)

日時: 令和3年3月28日(日) 14時～16時

場所: 京都リサーチパーク バズホール



(大阪府会場)

日時: 令和3年3月27日(土) 14時～16時

場所: TKP ガーデンシティ大阪 バンケット3A



(兵庫県会場)

日時: 令和3年3月28日(日) 14時～16時

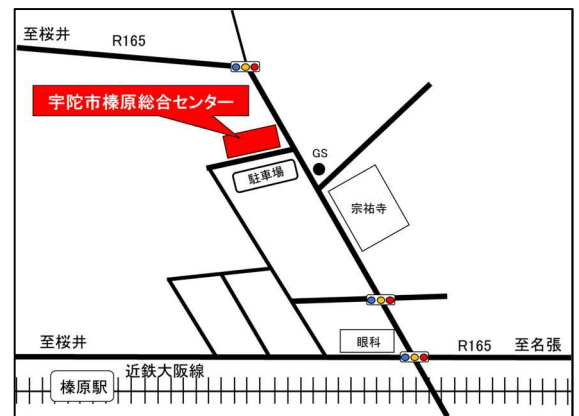
場所: アステ市民プラザ アステホール



(奈良県会場)

日時: 令和3年3月27日(土) 14時～16時

場所: 宇陀市榛原総合センター



<問い合わせ先>

国土交通省近畿地方整備局 河川部河川計画課 森田、津田

TEL: 06-6942-1141(代表)

応募用紙

(受付番号: _____)

受付番号はこちらで記入しますの記入しないで下さい。

近畿地方整備局 あて

(ふりがな)

届出者 氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

「淀川水系河川整備計画(変更原案)」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項】

- 1 意見を応募される方の氏名(ふりがな)、ご住所、お電話番号等を記入願います。
- 2 本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に則り、「淀川水系河川整備計画(変更原案)」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

以下の部分について公表します。

【発表会場】 _____

住所 _____ 府・県 _____ 市・町・村

年齢(○で囲んで下さい) 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上

意見該当箇所		意見 (横書きで、400文字以内で記載して下さい)
章	頁	

5-2. パブリックコメント

「淀川水系河川整備計画(変更原案)」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集します。
なお、近畿地方整備局は、いただいたご意見を十分に検討したうえで、「淀川水系河川整備計画(変更案)」を作成します。

1. 意見募集の対象

「淀川水系河川整備計画(変更原案)」

2. 意見募集期間

令和3年3月1日(月) ～ 令和3年3月31日(水)18:00必着
(郵送の場合は当日消印まで有効)

3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入のうえ郵送または電子メールで、下記4. までご提出ください。

4. 提出先

○郵送の場合

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44
国土交通省近畿地方整備局 河川部河川計画課 宛

○電子メールの場合

kkk-yodogawa@mlit.go.jp
件名に『淀川水系河川整備計画(変更原案)意見』と明記ください。

5. 注意事項

- ①一つの項目に関するご意見は、200文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性(都道府県、市区町村、年代)を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

募集期間中は、①または②により、「意見提出様式」の入手が可能です。

また、②の会場では、「淀川水系河川整備計画(変更原案)」の縦覧を行っています。

① インターネットからの資料入手

・国土交通省近畿地方整備局ホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/yodogawakasenseibi/ikenbosyuu/index.html>

② 資料の縦覧等の場所(土日祝日を除く9時30分から17時00分まで)

- ・近畿地方整備局 7階水政課前ロビー(大阪市中央区大手前 1-5-44)
- ・琵琶湖河川事務所 1階ロビー(滋賀県大津市黒津 4-5-1)
- ・淀川河川事務所 1階ロビー(大阪府枚方市新町 2-2-10)
- ・猪名川河川事務所 1階ロビー(兵庫県池田市上池田 2-2-39)
- ・木津川上流河川事務所 1階ロビー(三重県名張市木屋町 812-1)
- ・大戸川ダム工事事務所 1階ロビー(滋賀県大津市大萱 1-19-32)
- ・淀川ダム統合管理事務所 1階ロビー(大阪府枚方市山田池北町 10-1)
- ・三重県庁 5階 県土整備部河川課(三重県津市広明町13番地)
- ・滋賀県庁 新館4階 土木交通部流域政策局広域河川政策室(滋賀県大津市京町四丁目1-1)
- ・京都府庁 第2号館6階 建設交通部河川課(京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)
- ・大阪府庁 別館4階 大阪府都市整備部河川室(大阪市中央区大手前3丁目2-12)
- ・兵庫県庁 1号館9階 総合治水課(兵庫県神戸市中央区下山手通 5丁目 10番1号)
- ・奈良県庁 県庁分庁舎 6階 県土マネジメント部河川整備課(奈良県奈良市登大路町30)

<問い合わせ>

国土交通省近畿地方整備局 河川部河川計画課 森田、津田

TEL:06-6942-1141(代表)

「淀川水系河川整備計画(変更原案)」に関する意見提出様式

令和 年 月 日

① 氏 名 (ふりがな)		
② 住 所		(府県) (市区町村)
③ 電話番号又は メールアドレス		
④ 年 齢 (○で囲んで下さい)		20 歳未満 20 代 30 代 40 代 50 代 60 歳以上
意見箇所		意見内容 (横書きで、200文字以内で記載して下さい)
ページ	行目	

【留意事項】

本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に則り、「淀川水系河川整備計画(変更原案)」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

【提出先】

近畿地方整備局河川部河川計画課
〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44
TEL:06-6942-1141
E-mail: kkr-yodogawa@mlit.go.jp